

第4号議案

定款の一部変更

現 行	変 更 案	備 考
<p>(会員の種別)</p> <p>第6条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(2) 学生会員 大学(大学院・短期を含む)、工業高等専門学校、高等学校またはこれに準ずる学校に在学し、この法人の目的に賛同する個人</p> <p>2. 正会員、学生会員または特別会員のうち、国際地盤工学会日本メンバーソサエティに加入する者は、国際会員という。</p> <p>(正会員及び学生会員の権利)</p> <p>第8条 正会員及び学生会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。</p> <p>2. 理事、監事は、その任務を怠った時は、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び学生会員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(入会)</p> <p>第9条</p> <p>3. 学生会員は、学生としての資格を失うと同時に正会員となる。</p>	<p>(会員の種別)</p> <p>第6条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(2) 廃止</p> <p>2. 正会員、学生会員または特別会員のうち、国際地盤工学会日本メンバーソサエティに加入する者は、国際会員という。</p> <p>(正会員及び学生会員の権利)</p> <p>第8条 正会員及び学生会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。</p> <p>2. 理事、監事は、その任務を怠った時は、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び学生会員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(入会)</p> <p>第9条</p> <p>3. 廃止</p>	<p>(変更理由)</p> <p>会員変更手続きの簡素化のため</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(総会の招集)</p> <p>第 25 条 通常総会は、毎事業年度終了後 75 日以内に、理事会の決議に基づき、会長が招集して開催する。</p> <p>4. 総会の開催は、少なくとも 14 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって代議員に通知するとともに、ホームページまたは学会誌をもって、全会員に周知する。</p> <p>5. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第 25 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に、理事会の決議に基づき、会長が招集して開催する。</p> <p>4. 総会の招集は、総会の日の 14 日前までに、総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって代議員に通知を発する。なお、総会の目的たる事項、日時及び場所は、ホームページをもって全会員に周知する。</p> <p>5. 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、代議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、会長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。</p> <p>6. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>(変更理由)</p> <p>総会の招集についてより明確にした</p>

現 行	変 更 案	備 考
<p>(理事会の招集等)</p> <p>第 33 条 理事会は、毎年 6 回以上会長が招集するものとする。ただし、会長が必要と認めた場合、もしくは監事から請求のあった場合には、会長は、その請求のあった日から 5 日以内に、請求があった日から 2 週間以内の日を臨時理事会とする招集をしなければならない。</p> <p>2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>	<p>(理事会の招集等)</p> <p>第 33 条 理事会は、毎年 4 回以上会長が招集するものとする。ただし、監事から請求のあった場合には、会長は、その請求のあった日から 5 日以内に、請求があった日から 2 週間以内の日を臨時理事会とする招集をしなければならない。</p> <p>2. 会長が欠けたとき又は事故があるときは副会長が理事会を招集する。</p> <p>3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が事故あるときもしくは欠席した時の議長は副会長が務める。</p>	<p>(変更理由)</p> <p>理事会の招集についてより明確にした</p>